

提案書評価基準

1 評価項目と配点

項目	評価の着眼点		配点	評価	評価の換算式	評価点
【必須】法人の業務経歴	過去6年間の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数		10		× 2	
予定担当者の 経験及び業務実施能力	【必須】管理担当者	過去6年間の同種又は類似業務の実績の内容	10		× 2	
		500万円以上の手持ち業務の件数	5		× 1	
	担当者	過去6年間の同種又は類似業務の実績の内容	10		× 2	
		500万円以上の手持ち業務の件数	5		× 1	
業務実施方針 及び手法	業務内容の理解度		5		× 1	
	業務実施方針の妥当性		10		× 2	
	業務実施手法の妥当性		10		× 2	
	課題分析の的確性・妥当性		10		× 2	
取組意欲等	取組意欲		10		× 2	
	理解度・専門技術力		5		× 1	
	提案の実現性		10		× 2	
	人員体制、資料作成能力などの業務遂行能力		10		× 2	
企業の取組に関すること	一般事業主の行動 計画の策定	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている	5 (各1点)		× 1	
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている			× 1	
	くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、えるぼし、ユースエール	以下のいずれか1つ以上を取得している。 ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ③若者雇用促進法に基づく認定			× 1	
	よこはまグッドバランス賞	よこはまグッドバランス賞の認定を取得している			× 1	
	障害者雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)			× 1	
計			115			

2 評価方法

(1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行うことを標準とする。

(2) 「企業の取組に関すること」を除き、評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とする。

例えば、上表において配点10点の項目の場合

評価がAであれば評価点は $10 \times 5/5 = 10$ 点

評価がBであれば評価点は $10 \times 3/5 = 6$ 点

評価がCであれば評価点は $10 \times 0/5 = 0$ 点

(3) 「企業の取組に関すること」については、該当する項目を1点とする。

項目	評価の着眼点		A評価	B評価	C評価
法人の業務経歴	過去6年間の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数		高度かつ豊富な実績がある	ACに該当しない	実績が少ない(2件未満)
予定担当者の経験及び業務実施能力	管理担当者	過去6年間の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数	高度な実績がある(4件以上)	ACに該当しない	実績が少ない(2件未満)
		500万円以上の手持ち業務の件数	—	Cに該当しない	10件以上
	担当者	過去6年間の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数	高度な実績がある(2件以上)	ACに該当しない	実績がない
		500万円以上の手持ち業務の件数	—	Cに該当しない	10件以上
業務実施方針及び手法	業務内容の理解度		的確に理解しており検討が十分	ACに該当しない	業務内容をよく理解していない
	業務実施方針の妥当性		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	業務実施手法の妥当性		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	課題分析の的確性・妥当性		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
取組意欲等	取組意欲		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	理解度・専門技術力		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	提案の実現性		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
	人員体制、資料作成能力などの業務遂行能力		特に優れている	ACに該当しない	妥当でない
企業の取組に関すること	一般事業主の行動計画の策定	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出てい	該当する場合1点		
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている	該当する場合1点		
	マーク、プラチナくるみんマーク、えるぼし、ユースエール	以下のいずれか1つ以上を取得している。 ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ③若者雇用促進法に基づく認定	該当する場合1点		
	よこはまグッド balan	よこはまグッドバランス賞の認定を取得している	該当する場合1点		
	障害者雇用	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)	該当する場合1点		